

平成19年度第2回熊本県環境影響評価審査会

議事概要(塩屋漁港分)

1 日時

平成19年10月30日(火)午後1時から午後4時30分まで

2 場所

熊本県庁行政棟新館2階多目的AV会議室

3 出席者

(1) 熊本県環境影響評価審査会

北園会長、板楠委員、河上委員、古賀委員、高添委員、寺崎委員、中野委員、矢野委員、渡邊委員(13人中9人出席)

(2) 事務局(熊本県環境生活部環境政策課)

坂本課長、福留審議員、内東主幹、東参事、工藤参事、竹田参事

(3) 事業者等

漁港漁場整備課長 外14人

(4) 傍聴者等

傍聴者なし、報道関係者なし

4 議題

「塩屋漁港広域漁港整備事業」環境影響評価準備書について

5 議事概要

「塩屋漁港広域漁港整備事業」環境影響評価準備書について

事務局(環境政策課)から、今回の事業概要の説明並びに熊本県環境影響評価条例に基づくこれまでの手続の経過及び今後の手続の流れについて説明。

事業者(漁港漁場整備課及び委託先である西日本技術開発株式会社)から、準備書についての説明が行われた。主な質疑等については、以下のとおり。

【事業内容に関して】

委員

15頁の砂杭というのはどういうものか。

事業者

砂杭というのは、サンドコンパクション船で穴を掘って強制的に砂を入れていくこと。強制置換ということで、強制的に土の部分を30%分は砂に替えて引き上げるというもの。

委員 ここで使われている公有水面というのはどういうふうに理解したらよいか。

事業者 満潮時に海面よりも下になる部分、海になる部分をいう。

委員 計画に関して前回の時に問題になったのが、ここは自然海岸が残っている場所なので、どういう理由でここに事業計画がなされたのかという基本的な疑問を出した。その時に県の方から選定理由に関する資料等を詳しく出してもらったが、前回の時に委員の方から資料を出されて、実はここを選定するということは別の委員会でも実地調査を行って決めたという資料をいただいたが、そもそも1期目の工事が行われていたときに、すでに2期目の工事を行うことが決まっていたのではないかという疑問を呈されたと思う。それで今度の準備書ではかくも立派な案といったら変だが方法書の時にはなかったのが、そういった意見が出たのでこういうふうな案に変更がなされたのかなという気がしている。最初から計画があったわけではなくて、6年間の洗礼を受けてこういう計画になったということを改めて確認したい。

事業者 計画というものは、前から決めていたりもするが、検討はいろいろして、内部資料ということで絶対それができているということではない。今回の計画が以前の計画と比べて良くなっているというのは、やはりアセスメントの審査会でいろいろな意見が出され、県としても少しでも良い計画を作っていかなければならないと考え、各委員や学識経験者からも意見を伺ったりして、1年数ヶ月掛かって、元の四角い形状から計画を見直している。ミティゲーションということで、代償と回避という考えでやっている。しかしながら、回避はなかなか難しいため、少しでも改変する自然海岸の部分を代償的なもので補えないかということで、緩傾斜護岸、沖に砂を覆砂して潮干狩りとかあさり漁場、こういうものを作っていこうと考えている。また、突堤等を含むなぎさゾーン、それによって、砂を逃がさないような砂浜にするということも考えている。それに適したものがどんなものなのかということもこれから考えながらやっていく。そして下の方の塩性湿地ゾーンも新しく考えているもので、元の埋め立ての時に希少生物がいたが、それを戸馳島の方に移殖したが、実際その後検証したところ、生物がかなり死滅したという状況で、それではどうしたらいいのかということで検討した結果、汽水域という塩性湿地ゾーンというが、真水が横から出てくるという所。以前埋め立てしたときに山からというかみかん畑から水が出てきたがその行き先がなくてたまたまこの場所に排水していたのだが、その埋め立て地でヨシ原ができて湿

地ゾーンみたいになって、広く生物に適した格好になっていると。それならば、ここに湿地ゾーンを再現・復元できるのではないかとということで、ここに汽水域を作ると。そうすれば絶滅したような種であっても、いろいろなところから着床するのではないかとということで、190m位の長さの塩性湿地ゾーンを作ること考えている。

それと、ここになぜ決まったかということ、いろいろなシミュレーションをしているが、この前は点数等で示したが、その時と同じようなことだが、色々なことを考えた場合を3頁に載せているが、それと記載はしてないが、塩屋漁港は泊地がまだ完成していないため、土量として一番多い10万~11万立米出るわけだが、その受け入れ先として、なるべく近くということも考えて、塩屋の埋め立て地を決めたということ。

委員 護岸工事の捨て石や砂はどこから運ばれてくるのか。それから、19頁の埋め立て工事で必要に応じ随時覆土工を行うということだが、必要なときとはどういうときなのか、また、その場合泥はどこから運ばれてくるのか。

事業者 石等についてはまだはっきり分からないが、今県内で石を使っている八代の埋立地では、御所浦から持ってきているという話を聞いている。砂については有明町の沖で採取した砂を使っているという話を聞いている。だいたい似たようなところになると思う。それから、必要に応じて随時というのは、護岸の後ろに防砂マットをするが、この付近の均しをするのに土を使っていこうかと思っている。それと水叩き部分の下が沈下するとまずいので、この付近を必要に応じて土を盛っていこうかと思っている。土についてはどこからと特定しているわけではないが、陸上の、県内の土取場から持ってきた良質の土で補強して、護岸に悪影響を及ぼさないようなやり方で、管理するのにいいような格好で覆土することを必要に応じてということでここに掲載している。

委員 塩性湿地ゾーンというのがあるが計算は合っているのか。あそこに流れ込んでいる沢は非常に小さい沢で集水域も非常に狭い。したがって普通に考えれば干天が少し続くと水はないということだろうと思うが、それでも十分効果があるものなのか。潮は毎日毎日行き来しているがどうなのか。

事業者 実際、12頁の図を見てもらうと、黄色の矢印で書いているが、これが現在の水路だが、大雨が降ったときはここからかなり流れ込んでいるが、普通の時は水が出ていないという状態になっている。いろいろ

な専門の先生方にお聞きすると、普通の時には水は枯れていても、ヨシがあったり、それに適した生物が増えるから、ここを完全に埋めたりしないようにと。それとまた、この塩性湿地を作ることによって、動植物のすみかを再現できるのではないかとされているのでそういうふうにすることを考えている。そして、水についてはその水と、この埋め立て地は長さが400mくらいあるが、これによりつぶれる海岸線付近から、雨が降れば当然水が流れると思うので、その付近の水を集めて塩性湿地の方に持って行きたい。そしてまた、塩性湿地の方も何らかの貯留の方法を考えたい。どういう形がいいかは専門の先生方のお話も伺いながら、試行錯誤になるかもしれないがそんな格好でやっていきたいと考えている。

委員

実は前回から出ているが、各候補地があって、点数があった。その点数自体に問題があるというのが実はあった。誰があの点数を付けてどこが責任を持ってやったのかということをしちゃんと責任者の名前を記して残すべきだと思う。でないとまた同じような問題が繰り返されるおそれがあるというのが第1点。それから、もう一つ。ここは2004年のレッドリストで指定されているように重要なハビタットになっている。そこを潰すということが実はもう第1期の時に決まっていたのではないかという懸念がずっと残っている。今更そんなことを言ってもしょうがないが、多分委員の方からも随分助言があってこうなったと思うが、こういったところの自然海岸を埋めてだんだんと干潟をなくすという工事はぜひ今回限りで止めていただきたい。でないと虫食い状態でどんどん干潟がなくなっていく。厳しいことを言うようだが、諫早湾の干拓の時も、当時のアセスの委員がいみじくも言っている。有明海の干潟がもう現状のまま残ってここだけがこれだけという前提で考えた。ところが、なおかつ、こうやってどんどん干潟がなくなっていく。だから環境的にいうと非常に問題がある。いずれいろいろなところから問題点が指摘されると思う。その時にきちんと責任を持って、自然というのは未来の子どもからの預かりもんだという基本的な認識で考えていくのが大切。でないと環境問題は守られない。国がやっている生物多様性条約も守れない。それが基本認識としてある。先ほど説明があったようにあそこに水を貯めてこちらに集めるとかいうことも準備書にきちんと書いておかなければならない。やりながらというのは申し訳ないが信用できない。いつもそうやってこうしますというが、後で誰が責任をとるのか。きちんとしたことを方向付けておかないと、後から問題になったときにどうしようもなくなる。責任の所在がうやむやになってまた同じ事が繰り返される。その辺をきちんと押さえて書いてもらいたい。私も何回も見に行ったが、あそこに水が集まるとはまず考えられない。本当に夏場は水がない。ヨシ

原には確かにいろいろなカニが住む。ところがそれに十分見合うだけの広さではない。水を持ってくるのだったらどうやって持ってくるかということはこの準備書に書いておかなければならないと思う。検討してもらいたい。

【環境影響評価に関して】

委員

騒音・振動に関して質問とコメントをさせていただく。181 頁には騒音レベルの予測値が書いてある。その予測式は 177 頁の予測式に基づいて求められている。そうすると、177 頁の予測式はこれはエネルギーベースに基づいていることになる。したがって、予測結果、表 6-1-2-4 にはエネルギー平均値に相当する値が現れているはず。そうすると、騒音規制法の建設騒音の基準値 85 dB というのは L_5 の値、5% 値なので、エネルギー加算に基づいて得られた値を L_5 の値で評価することはできないと思う。最終的には事後調査とか評価の結果のところでは事後調査は実施しないとか、評価の結果も実行可能な範囲内で出来る限り軽減されていると判断されると書いてあるが、エネルギーベースで例えば 82 dB くらいだったら、 L_5 の値であれば 85 dB を越えることは十分あるのではないか。こういう状況なので、事後調査をやる必要があると思うがいかがか。

事業者

この件に関しては文献のパワーレベルの設定状況も確認させていただいてから、書面で返答させていただく。

委員

パワーレベルの状況を確認していただいているが、 L_5 の値をエネルギー加算で求めることはできない。その辺りも含めて見解をお聞かせ願いたい。82 dB 出ているのであれば、85 dB を越えることはかなり可能性としては高いのではないか。

続いて振動についても同様の質問をさせていただく。振動の予測式が 191 頁にあるが、これが一体、 L_i なのか、振動のどういうレベルを指しているかがよくわからない。振動だから時間的に変化する。そうすると、この式の $L_i(r_0)$ というのが振動レベルのどういうレベルを指しているのかということ。表 6-1-3-2 に 83 dB と書いてあるのは、これに基づいて計算してあるわけで、これがまたどういうレベルなのかということをお明らかにしてもらわないとまずいと思う。同様に 194 頁に敷地境界線上での振動レベル 63 というのが、191 頁の式に基づいて算出されているが、振動規制法で 75 dB というのは L_{10} の値、10% 値となり、それと対応するものであるのかどうかということ。そうするとまた全く違うものを比較して評価することはできないと思う。

- 委員 そこは確認してから回答をお願いします。
- 委員 43 頁に地質の断面図があるが、堤防に平行な方と直交する方向が示してあるが、直交する方向、特に軟弱層については、沖合に向かって傾斜している。それについて、41 頁に埋立区域の地質のことが論ぜられているが、この上に物が載ったときに、サンドコンパクションというのは、現実問題としてこれで十分行けるという何か根拠がこの準備書の中のどこかに示されているのか。現地に行ったときに塩屋の方の堰堤が既にスライドしてひびが入ったりしているわけで、今回の工法だとそういうことは起こらないという何かある程度説得力のあるものが必要ではないかという気がする。
- 委員 7 頁にサンドコンパクションの深さは書いてあるが、それで大丈夫かということ。
- 事業者 改良したところの下にも軟弱層が残ることになる。これがアセスメントの準備書ということで、護岸の詳細設計は別途行っているが準備書には載せていないので、それについては、別途お出ししたい。
- 委員 それについて、補足するが、範囲が堤防内の内側に設定されているが、検討してもらいたいのは、埋め立て地の部分についても圧密沈下が起こるので、この状態だと、防砂マットが引っ張られて破れる可能性があるため、もう少し改良の範囲を広げないと無理ではないかということ。
- 委員 砂はどれぐらいの量が必要なのか。あちこちで覆砂で砂をまくので有明海の海底は穴ぼこだらけ。そこには貴重な生物もいるので、新たな環境問題を生むおそれがある。どこからどれだけの量を持ってくるかということに記載しておかないと読んだ人が逆に質問してくると思うので準備書に書くことが必要だと思う。検討してもらいたい。
- 事業者 了解した。
- 委員 12 頁の図があるが、塩性湿地のところは、海水が入っているところと、盛り土したところの境目は具体的にどういった形になるのか。汽水域とか塩性湿地とか言われるが、現実にはかなり厳しいと思う。ほとんど海水だけだと思うし、境目がどうなるのか。
- 事業者 護岸については四角形のコンクリートのボックスを入れることに

なると思う。盛土については斜めの坂というか土手にして、壊れないように下を石で押さえたり、木柵で押さえたりすることを考えている。

委員

それでも個人的には相当厳しいと思う。

委員

後はよろしいか。それでは、後は紙に書いて出していただくということで、これで審議は終了する。

以上

配付資料

会議次第

「塩屋漁港広域漁港整備事業」に関する環境影響評価手続き等について
今回のアセス案件に係る意見照会